

## 公益財団法人服部報公会の役員、評議員及び審査委員に 対する報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人服部報公会（以下「当法人」という。）の定款第21条、第36条及び第41条の規定に基づき、当法人の役員、評議員、審査委員及び審査専門委員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定に於いて、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第18条に基づきおかれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として別表1.の月額俸給を支給することができる。

- 2 常勤理事の月額俸給額については、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 常勤監事の月額俸給額については、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 非常勤役員、評議員、審査委員及び審査専門委員には、月額俸給は支給しない。

### (謝金)

第4条 非常勤理事、非常勤監事、評議員、審査委員及び審査専門委員が理事会、評議員会、審査委員会又はこれらに準じた会議に出席した場合には一人1回につき33,411円（源泉徴収後30,000円）を支給する。

(審査謝金)

- 第5条 報公賞および工学研究奨励援助金交付のための選定に当たった審査委員長並びに各審査委員には、一律 389,798 円（源泉徴収後 350,000 円）を支給する。
- 2 審査専門委員には、審査謝金として応募研究 1 件あたり、報公賞 33,411 円（源泉徴収後 30,000 円）、工学研究奨励援助金 11,137 円（源泉徴収後 10,000 円）をそれぞれ支給する。

(費用)

- 第6条 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当及び業務執行に要する交通費、旅費等の実費並びに国内旅費規程に定める日当を支弁することができる。
- 2 非常勤理事、監事、評議員、審査委員及び審査専門委員には、その職務遂行に要する交通費、旅費等について、役員、評議員及び審査委員等の交通費、旅費支給基準に定める費用を支弁することができる。

(辞退)

- 第7条 報酬支給対象者から、報酬等の一部または全部の受け取りを辞退するとの申し出があった場合、辞退された報酬等支給しなくてもよい。

(変更)

- 第8条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、この法人が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

(別表)

1. 常勤役員月額俸給表

区分	月額
A	50,000円～100,000円
B	100,000円～150,000円
C	150,000円～200,000円
D	200,000円～250,000円
E	250,000円～300,000円
F	300,000円～350,000円
G	350,000円～400,000円
H	400,000円～450,000円
I	450,000円～500,000円

変更

平成 25 年 7 月 22 日一部改正

平成 27 年 3 月 17 日一部改正

平成 28 年 2 月 9 日一部改正